

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び 数量	サーバ賃貸借及び保守（14-12）再リース
契約担当官等の氏 名並びにの所属す る部局の名称及び 所在地	○支出負担行為担当官 東北地方整備局長 高田 昌行 ○国土交通省 東北地方整備局 ○仙台市青葉区本町3-3-1
契約締結日	平成31年4月1日
契約の相手方の 氏名及び住所	東芝デジタルソリューションズ（株） 仙台市青葉区国分町2-2-2
契約金額 (消費税及び地方 消費税含む)	2,236,399-
予定価格 (消費税及び地方 消費税含む)	非公表
随意契約によるこ ととした理由	別添のとおり
備 考	

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載する
とともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記
載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。

隨意契約理由書

1. 件 名 サーバ賃貸借及び保守(14-12)再リース
2. 契約の相手方 東芝デジタルソリューションズ株式会社東北支社
住所 宮城県仙台市青葉区国分町2-2-2
電話番号 022-264-7671

3. 理 由

本件は、各種業務システムの情報処理を行うサーバのリース案件のうち、債権管理システム(CRMS)用サーバの再リースを行うものである。

債権管理システムは、本省にて管理運用している官庁会計システムと連係運用するもので、その官庁会計システムは今年度アプリケーション改修を実施しており、平成31年2月から運用を開始したところである。

このため、官庁会計システムの運用開始から相当期間、債権管理システムと動作連携検証を行う必要があり、障害等発生した際に、原因の解明やその後の対応を迅速に行うため、現在運用している機器を再リースするものである。

現在借受している機器は、当局が求める機能・性能を十分満たしているほか、摩耗等による劣化は見られず、耐久性にも問題がなく継続使用が可能であることを確認している。また、短期間の使用のため、新たな賃貸借契約を行うより現在借受している機器を継続使用する方が、経済的に安価であると判断したものである。

以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第4号ロに基づき、上記業者と随意契約を締結するものである。